

# II

## 児童委員・主任児童委員活動の基礎知識



### 1. 児童委員の役割と活動

#### 児童委員に期待される役割

民生委員は、児童福祉法に定められている児童委員を兼ねています。

児童委員には、

- 地域の子ども、子育て家庭を支援する活動を、
- さまざまな関係機関や団体、地域住民と協力して推進し、
- 地域全体で子どもと子育て家庭を見守り、支えあう気運づくりをする

ことが期待されています。

子どもや子育て家庭のもっとも身近な支援者として、地域を見守りながら状況を把握し、必要な相談・支援を行ないます。また、孤立しがちな子育て家庭に地域や地域住民と関わるきっかけを創出することも期待される役割のひとつです。

さらに、把握した課題について、必要に応じて関係機関や専門職につなぐ役割や、関係機関・専門職と連携、協働して課題解決に取り組む役割も期待されています。

#### 児童委員の任務

- ① 地域における活動の推進
- ② 関係機関との連携・協力

#### 児童委員の心構え

- ① 使命の重要性の認識と知識、技術の向上
- ② 住民、関係機関との円滑な関係
- ③ 誠意と奉仕の精神
- ④ 住民の立場に立った活動

#### 児童委員の活動内容

「児童委員の活動要領」（厚生労働省通知）においては、児童委員の具体的な活動として以下の6点があげられています。

##### 1 地域の子どもと子育て家庭をめぐる課題を把握すること

日ごろの見守り活動や、市区町村や児童相談所等の関係機関との連携、情報共有により、地域における子どもや子育て家庭をめぐる課題を把握するとともに、支援を必要とする子

どもや子育て家庭等を把握します。

## 2 子どもや子育て家庭の相談に応じ支援すること

子どもや子育て家庭とのかかわりのなかで相談に応じ、必要に応じて福祉サービス等の情報提供や関係機関の支援が受けられるよう橋渡し役となります。

## 3 児童の健全育成のための地域活動を展開すること

児童館や放課後児童クラブ、子ども会等の関係機関・団体と連携し、地域住民の参加も働きかけつつ、児童の居場所づくりや体験活動などの健全育成に関わる活動を展開します。

## 4 児童虐待の予防、早期発見、早期対応および再発防止に努めること

日ごろから子育て家庭の身近な相談相手、支援者として相談に応じ、関係機関・団体と連携しながら児童虐待の発生予防に努めます。また、地域住民も含め、関係機関・団体と連携して児童虐待の早期発見、早期対応に取り組むとともに、一時保護所や児童養護施設等を退所した児童やその家族についても定期的な相談や地域での見守り活動をすすめ、虐待の再発防止に取り組めます。

## 5 子どもと子育て家庭をめぐる課題の改善に向けた意見具申を行なうこと

日ごろの見守り活動や子ども、子育て家庭からの相談によって把握した課題を改善するために、市町村長等からの求めに応じた意見具申を行なうとともに、必要な関係機関等に民児協や主任児童委員を通じて意見具申を行ないます。

## 6 支援が必要な子どもや子育て家庭を発見したら適切な関係機関へ連絡通報すること

保護者のいない子どもや虐待を受けていると思われる子ども、また支援が必要な妊産婦やひとり親家庭などを発見したり、相談を受けた場合には、速やかに市区町村や児童相談所、福祉事務所、保健所などの適切な関係機関へ連絡通報します。

## 新任の児童委員に期待される取り組み

新任児童委員にあっては、とくに次のような活動に取り組むことが考えられます。

- 子どもや子育て家庭に関わる地域の関係機関・団体、福祉施設、学校等を訪問し、その職員との人間関係をつくること
- 自治会や関係機関・団体等が行なっている、地域における子どもや子育て家庭を対象とした行事や活動に参加し、積極的に地域の子ども、子育て家庭とつながりをつくること
- 民児協で行なう研修や定例会等に関係機関・団体の職員を講師として招き、地域の子どもや子育て家庭が直面している課題や、福祉サービス、制度等について学ぶこと

## 2. 主任児童委員の役割と活動



### 主任児童委員に期待される役割

主任児童委員は

- 区域を担当する児童委員や関係機関・団体等と連携して、
- 必要に応じて地域で発生する個別事案についても対応し、
- 子どもや子育て家庭の支援活動を行なうこと

が期待されています。

主任児童委員は、子ども、子育て家庭をめぐる課題が複雑、多様化するなか、相談・支援活動を行なう児童委員への期待の高まりを背景に、子育てを社会全体で支える「健やかに子どもを生み育てる環境づくり」を進めるために、平成6年1月に制度化され、平成13年に法定化されました。

民生委員・児童委員のなかから指名され、子ども、子育てに関する支援を専門に担当します。原則として区域を直接担当せず、市区町村や児童相談所、学校等の関係機関と連携し、区域を担当する児童委員との連絡調整を行ないます。また、地域で発生した個別事案についても適宜区域担当の児童委員と連携を図りながら支援を行ないます。

### 主任児童委員の活動内容

#### 1 子どもや子育て家庭の支援活動における地域の推進役となること

主任児童委員は、市区町村や児童相談所、学校等の関係機関・団体や地域住民と連携し、区域担当児童委員とともに、子どもや子育て家庭を支援する取り組みを推進する役割が期待されています。

#### 2 区域担当児童委員と連携して行なう個別支援活動

主任児童委員は原則として区域を直接担当しませんが、区域担当児童委員と連携して、子どもや子育て家庭に対する個別支援を行なうことも期待されています。

- 個別支援を行なう際には、区域担当児童委員と同様に、子どもや子育て家庭の立場に立って、親身になって相談に応じ、必要なサービスや機関の情報を提供することが求められています。
- 児童虐待など緊急に対応する必要がある場合には、区域担当児童委員とともに、主体的に関わっていくことも期待されています。

区域担当児童委員と連携して活動するうえでは、特に以下のようなことが期待されています。

- 児童相談所や保健所等の関係機関と民児協との連絡調整
- 児童委員の担当区域を越えて支援をしなければならない場合の、区域担当児童委員間の連絡調整
- 個別支援における区域担当児童委員のサポート
- 地域で子どもや子育て家庭を支援する活動を行なう場合の推進役となること

# 「全国児童委員活動強化推進方策 『広げよう 地域に根ざした 思いやり』行動宣言 児童委員・主任児童委員版」

## 1. 新たな「児童委員活動強化推進方策・ 行動宣言」の策定にあたって ～これまでの取り組みと期待される活動

### 「児童委員活動強化推進方策」の取り組み経過

全国民生委員児童委員連合会（以下、「全民児連」）では、子どもや子育て家庭の立場に立った計画的・組織的な児童委員活動の推進をめざし、平成12年に「全国児童委員活動強化推進方策」を策定しました。これ以降、「推進方策」の改定やアクションプランの策定などを継続的に行ない、子ども、子育て家庭をめぐる課題の多様化、深刻化に対する児童委員活動の充実強化に取り組んできました。

平成19年には以下の3項目を重点課題とした「全国児童委員活動強化推進方策『広げよう 地域に根ざした 思いやり』行動宣言 児童委員（主任児童委員）版」を策定、さらに平成22年には児童虐待の予防を強調しつつ、各重点課題の継続的な推進にむけてこれを改定するなかで、取り組みをすすめてきました。

- ① 地域から孤立した子育て・孤独な子育てをなくす取り組みの推進
- ② 課題を抱える親子を発見し、必要な支援につなぐ取り組みの推進
- ③ 児童虐待の予防、早期発見と対応、および子どもを犯罪被害等から守るための連携・協働の推進

### 民児協による子ども、子育て家庭支援の取り組み

全民児連による調査によれば、平成20年度に単位民児協で取り組まれた主な子育て支援活動等は次頁の表2のとおりです。

ここに見られるように、さまざまな取り組みが進められていますが、とくに、子どもたちを犯罪被害等から守るための「地域でのパトロール活動」（73.1%）や、子育て家庭の孤立を防ぐための「子育てサロン」事業（66.7%）は多くの民児協で取り組みが進められています。また、「子育て支援、児童虐待防止に関わるネットワークづくり」も半数近くの民児協で取り組まれています。

その一方で、「不登校児童、引きこもりの子どものための居場所づくり」は低調となっています。

**表2** 全国の民児協における子育て支援活動等の実施率（平成20年度）

子育てサロン	66.7%
こんにちは赤ちゃん訪問事業	25.7%
子育てマップや啓発パンフレットづくり	22.8%
土日、放課後の子どもたちの居場所づくり	25.8%
不登校児童、引きこもりの子どものための居場所づくり	9.0%
相談活動	27.3%
地域でのパトロール活動	73.1%
福祉教育・体験活動の取り組み	21.3%
世代間交流	37.3%
地域住民向け啓発活動	20.0%
子育て支援、児童虐待防止に関わるネットワークづくり	47.4%
その他	14.2%
無回答	1.7%

（全民児連 平成21年度「民児協における子育て支援活動等状況調査」）

**表3** 事例検討や定例会等で取り上げた個別支援事例における主な課題

高齢者の虐待	21.2%
高齢者の孤立	64.3%
高齢者等の消費者トラブル	31.1%
介護家族の孤立や介護ストレス	17.5%
子育て家庭の孤立や育児不安	25.0%
ひとり親家庭の孤立	9.6%
児童の虐待	31.6%
家庭内暴力（DV含む）	11.8%
児童生徒の引きこもりや不登校	31.5%
青年・中年層の孤立や引きこもり	8.1%
障がい児・者の地域生活の課題	17.3%
生活困窮者の課題	44.4%
多重債務の問題	5.2%
外国人の孤立	1.7%
その他	6.3%
無回答	2.5%

（全民児連 平成24年度「法定単位民児協活動実態調査」）

## 子ども、子育て家庭をめぐる課題と期待される支援活動

第1章で記したとおり、近年、子どもや子育て家庭をめぐる課題は複雑、多様化しています。児童相談所における児童虐待相談対応件数は年々増加の一途をたどり、平成24年度には6万6千件を超え（速報値）、5年前の平成19年度と比較すると約1.6倍となっています。これは、社会的に児童虐待への関心が高まり、地域住民が積極的な通告を行なうようになったことにより件数が増えた面もあるといえ、民児協としての地域住民に向けた児童虐待防止の意識啓発も一助となっているとも考えられます。しかし、依然として虐待によりその命が失われている児童は毎年100名程度で高止まりしています。ほぼすべての市町村（特別区を含む）で設置されている「要保護児童対策地域協議会」の92.6%に民児協が参画していますが（平成24年4月1日現在）、より効果的な関係機関との連携による虐待の予防、早期発見、早期対応、再発防止の取り組みが求められています。

また、学校におけるいじめや体罰、不登校などの課題も顕在化しています。さらに、子どもの自殺は学校から報告のあった件数だけでも平成23年には200名を超えています。子どもたちが悩みを抱え込まず、相談できる環境づくりが求められています。加えて子どもが犯罪に巻き込まれるケースも多発しており、地域全体で子どもたちを見守る体制づくりも重要となっています。

## さまざまな課題が顕在化するなかで児童委員活動を進めるために

国(厚生労働省)の「福祉行政報告例」における民生委員・児童委員の分野別相談・支援件数によれば、平成24年度の区域担当児童委員の相談・支援件数のうち、「子どもに関すること」は約15%であり、「高齢者に関すること」の約59%とは大きな差があります。

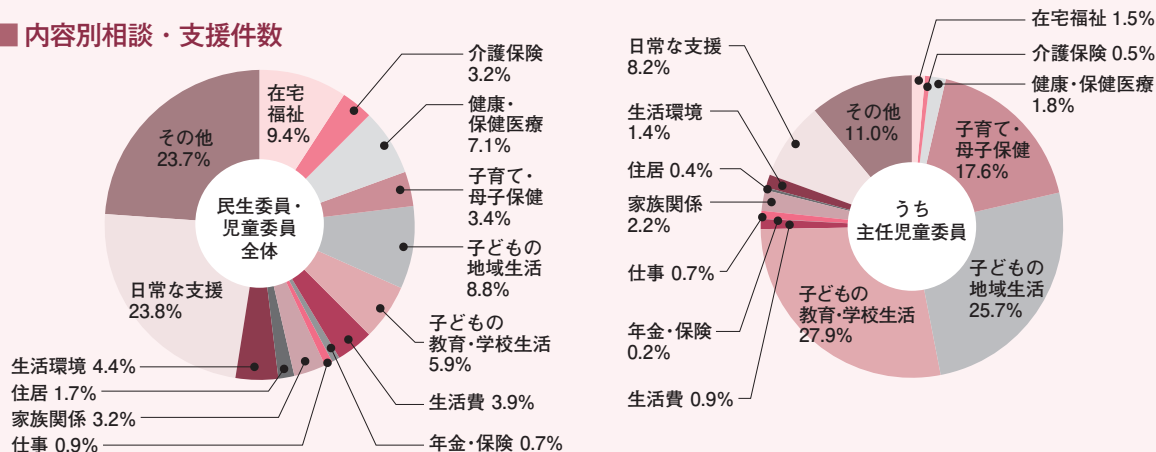
また、全民児連の調査によれば、民児協の事例検討や定例会等で取り上げた個別支援事例における主な課題は表3のとおりで、「高齢者の孤立」が約64%、「生活困窮者の課題」が約44%であるのに対し、「ひとり親家庭の孤立」は10%に満たず、「子育て家庭の孤立や育児不安」、「児童生徒の引きこもりや不登校」、「児童の虐待」もそれぞれ30%程度にとどまっています。

相次ぐ自然災害や孤立死、生活困窮者の増加や高齢者等の悪質商法被害など、民生委員として取り組む課題が多様化するなか、区域担当児童委員においては、子ども、子育て家庭の支援活動に積極的に取り組むことが難しい状況にあると考えられます。しかし、前記のように、子どもや子育て家庭をめぐる課題も多様化、深刻化しており、児童委員として地域の実情を踏まえつつ、各分野の活動のバランスを考え、地域の子ども、子育て家庭をめぐる課題に主任児童委員とともにいかに取り組んでいくか、民児協全体で考えていくことが大切となっています。

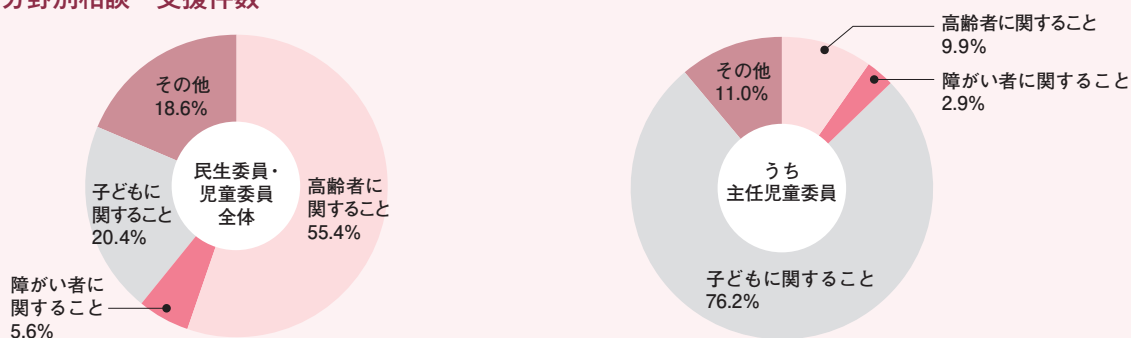
参考

### データで見る児童委員・主任児童委員活動

#### ■ 内容別相談・支援件数



#### ■ 分野別相談・支援件数



(厚生労働省 平成24年度「福祉行政報告例」より)